



ITU-T SG3 最近のトレンド —2017年11-12月開催ラポータ会合報告より—



KDDI 株式会社 技術企画本部 標準化推進室 マネージャー **ほんどう えりこ** 本堂 恵利子

1. SG3概要

ITU-T SG3は、T（標準化）セクターにあるSGの1つで「料金及び会計原則」を取り扱う。近年は途上諸国が提案元となってICT分野の最新のトレンドを勧告等の成果文書に反映しようとする傾向が強い（図1）。参加者層も途上国からの政府/規制官庁が大半を占め、それらの国々が属するSG傘下の地域会合で基礎的検討を行った上で、積極的にSGに寄書を提出している。SG3の課題数は過去数回の会期にわたり5つと殆ど変化が無かったが、上記の変化を受け2017-2020年の会期より13に増えている（注：前段として、2015年3月会合で課題を10に分割）。地域会合が活発化し途上諸国が将来の通信・ICT分野の発展を見据えて先進的課題等を提案することの好影響を、今までほぼ先進国中心に発展してきた、自由で良好な商業的交渉の促進につながるよう対処する必要がある。また、SG3は、Tセクター内の他SGによる技術標準化の課題解決につながるよう、関連する政策的事柄の解決を図るグループでなければならないと考える。

2. 5課題のラポータ会合の開催

2017-2020年の新研究会期第一回会合（2017年4月5日～13日）を経て、以下5つの主要課題の進捗を測るため、2017年

11月30日～12月7日の日程でジュネーブにてラポータ会合が開催された（表1）。本稿では、同会合の様子を中心に最近のSG3のトレンドをご紹介します。

■表1. ラポータ会合日程と課題

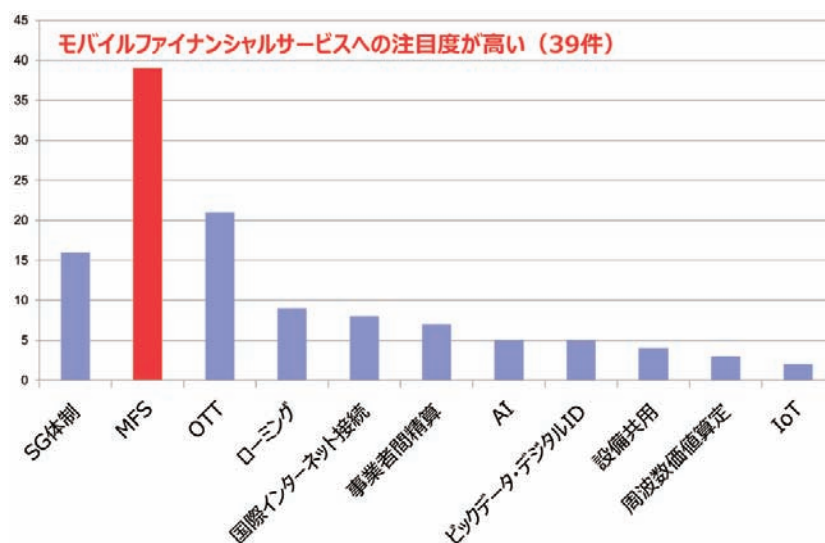
開催日	課題
2017/11/30	課題13 地上ケーブル精算
2017/12/1	課題 2 国際通信サービスの課金、計算及び精算のうち、事業者間紛争解決（プライスリスト、プリペイメントを含む）
2017/12/4	課題 9 OTT等の新サービス
2017/12/5	課題11 ビッグデータ・デジタルアイデンティティ
2017/12/6、7	課題12 モバイルファイナンシャルサービス

3. ラポータ会合の様子

Day1：課題13 多国間の地上電気通信ケーブルに関する精算協定の料金、課金問題に関する研究

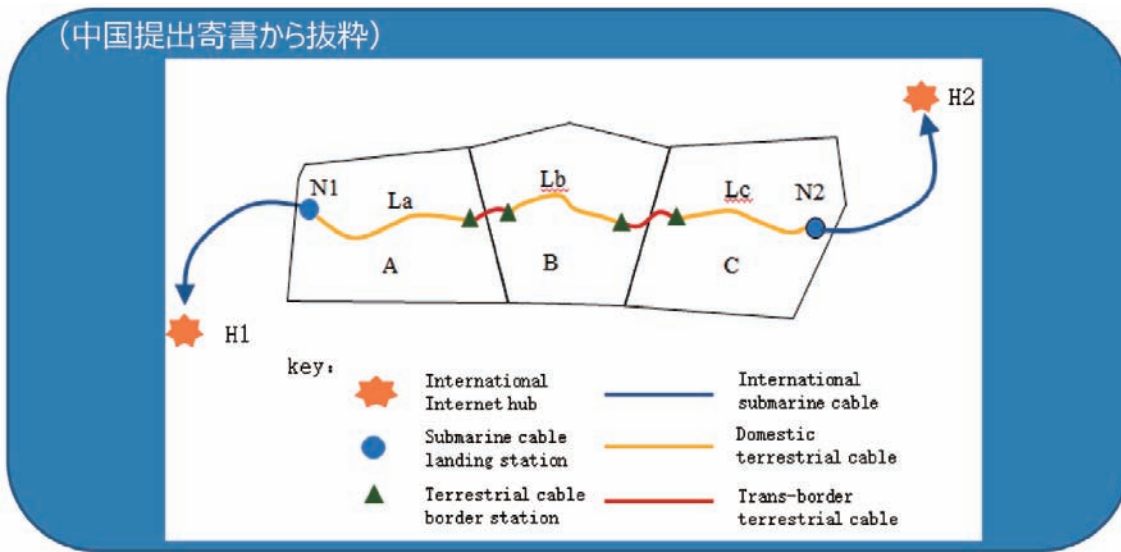
■表2. 課題13

課題名	ラポータ	主要検討内容	今回の成果
地上ケーブル精算	中国	地上ケーブルが所在する関係国間での接続及び精算協定ひな形作成	以下の成果文書を作成することで合意 ①Technical paper ②勧告：中国が提出したたたき台を基に今後検討継続



■図1. 2017年4月会合主要議題と提出寄書分布

(中国提出寄書から抜粋)



一帯一路とは一般に、シルクロード経済ベルト（一帯、図の黄色いケーブル）と21世紀海上シルクロード（一路、青いケーブル）を指す。

■図2. 陸上ケーブル及び海上ケーブルに関わる多国間の関係図

本課題は、WTSA後の2017年4月SG会合で新設（その後TSAGで承認）され、今回のラポータ会合で具体的な成果文書の種類が検討された。中国は一帯一路構想を対外発表しているが、この実現を目途としITUに課題設定を提案してきたと考えられる。地上ケーブル（一帯）接続関連コスト削減の上、最終的に海上ケーブル（一路+他大陸へのインターネット接続）への接続性向上を図りたいことが提出寄書から読み取れる。現在2か国以上にわたる地上ケーブルの敷設及び精算に関するマルチ協定の難形はITUには存在しない。また、地上ケーブルの交渉において、ケーブルが存在する全ての国々を含めた話し合いは行われていないと中国が会合で発言していた。本件に関しては、海上ケーブルの接続・精算はスコープ外であるが、Huaweiによる寄書及びラポータの議場での発言から、Huawei社が持つ海上ケーブルの建設やメンテナンス等における関係各国との協力体制の経験を、地上ケーブルの精算円滑化に活用したい意向があることが分かった。具体的にはシルクロード経済ベルトの範囲である中国、東南アジア、中央アジア、ロシア、欧州の国々が主に影響を受けると考えられる。

Day2：課題2 国際通信サービスの課金、計算及び精算メカニズムの発展

■表3. 課題2

課題名	ラポータ	主要検討内容	今回の成果
国際通信サービスの課金、計算及び精算	KDDI、ザンビア	①事業者間で交わす料金表項目標準化 ②プリペイメント ③紛争解決	①勧告案に合意

(1) 事業者間料金表項目の標準化

過去の会期にわたり、事業者間の精算に関わるトラブルを解決する方法が検討され続けているところ、事業者間で協定締結後に交わす対地ごとの料金表標準化をロシア事業者（MTT）がかねてより提案し、今回の会合までに関係者で文言の調整を行ってきた。恐らく、MTTの相対するどこの事業者がMTTの要望する料金表項目を満たしていない現状があり、これを解消するためITU勧告化を図ったと考えられる。本件は、私がラポータとして担当する課題2の検討項目の1つであることから、勧告の文言調整に国内を含め関係事業者と積極的に携わってきた。事前調整の成果が実り、今回寄書として提出された勧告案に会合として合意に至った。この成果に対し議場で米国より謝意表明及び謝意のレポートへの記載要望があった。該当の勧告案は次回SG3（2018年4月）に提出され、承認される予定である（最終的にはSG承認後、郵便投票を経て採択となる）。



実際の事業者間精算では、何等かのトラブルの原因は個別具体的であり、勧告のような文書で早期に解決することは非常に難しい部分があるが、このような議論は事業者が持っている関連情報・問題点を共有する貴重な機会であると言える。事業者間の接続交渉及び精算に関わるマルチの取り決め検討は、SG3が発展かつ継続してきた本来業務の根幹であり、作成された数々の勧告が基礎となり現在の日々の関係業務を支えている。

(2) ネット中立性規制の検討是非

前回SGへの寄書に、ISPとコンテンツプロバイダーとの接続における規制状況、特に競争環境における同等な立場での交渉や両者の紛争解決における規制官庁の役割等について検討すべきとの提案がブラジルよりあった。これをザンビアのDispute resolution (紛争解決) のラポータが課題2内の事業者間紛争解決の一環と解釈し、検討開始を今回の会合で主張した*1。これに対し、2017年11月20日にネット中立性規制撤廃の方針を発表した米国が懸念を表明し、次回SGでの同課題のスコープ・解釈の明確化を求めている。議場で米国は、ブラジルの提案は通信事業者間精算に関わる紛争ではなく、またその前段の接続交渉の話も含むことから、同課題のスコープ外である、と主張した。前述した米国の方針変更から想定すると、米国としては自国の方針と異なるような関係規制強化を阻止したいことが考えられる*2。本件については次回SGで、各国及びITUでのISPの定義、各国の電気通信事業者監督官庁によるISPの扱いや電気通信事業者との違い等を確認の上、判断する必要があると思われる。

Day3：課題9 OTT等の新サービスが国際通信サービスやネットワークに与える経済的規制的影響

■表4. 課題9

課題名	ラポータ	主要検討内容	今回の成果
OTT等の新サービス	エジプト	OTTプレイヤーと通信事業者間の良好な関係構築を目的とした勧告案作成	勧告案を更新

通信事業者と競合するサービス等を展開するOTTとの関係をどう持つべきか、主に途上諸国の政府・規制官庁が

模索し、その在り方(ライセンス、料金設定、税制等)の整理や、サービスのセキュリティ・消費者情報の安全性等、負の影響を回避する方法について必要な取り決め・国際的な共通項目をITUで定めるかどうかにつき、本件は前研究期後半より注目を集めている。2017年4月会合前に開催された個別のラポータ会合で協議された勧告草案が前回SGで審議されたが、米国等先進国が未だ議論不十分と主張し折り合いがつかず、継続協議となった経緯がある。本件は米国をはじめ、英国、カナダ、ドイツも注視し、今回のラポータ会合で勧告の必要性を改めて問う意見を述べる国もあった。これらの国々のうちのいくつかは、前研究期にSGで採択した複数の勧告に対しWTSAで留保を表明したこともあり、本件についても更なる相互理解を深める必要があるかもしれない。最終的には今回のラポータ会合で、本件の勧告本文を関係するITUの決議やその他上位の会合での議論を考慮に入れ改訂し、勧告としてまとまったと言える。勧告のタイトルは、本文全体を反映する必要があるとされ、次回SGまでの検討課題とされた。最終的に採択されるまで、引き続き各国の動向把握に努める必要があると思われる。

Day4：課題11 ビッグデータ・デジタルアイデンティティ

■表5. 課題11

課題名	ラポータ	主要検討内容	今回の成果
ビッグデータ・デジタルアイデンティティ	インド	①電子認証基盤等の枠組み検討 ②ビッグデータに関する経済的影響	①勧告案を更新

課題11に関するラポータグループでの検討は、デジタルアイデンティティ勧告策定に集中した(ビッグデータについては、テクニカルペーパー作りを前回2017年4月のSGで決定済)。前回のSGでは、提出寄書の内容を基に早くも勧告が草案されたが、スコープとマンドートについて未合意とされ、まずこの点を検討することが今回のラポータ会合の主目的であった。現在の勧告案の内容は政策的かつハイレベルなものであり、勧告の構成としてのDigital Identity InfrastructureとTelecom Infrastructureとの関係性やDigital Identityの定義そのものについては議事中に質問もあり、個人的にもまだ明確化されていないと考える。勧告化の目的や扱い・

*1 課題2は複雑な構成で、課題の傘下に紛争解決についてのラポータが存在し、それぞれに研究範囲を定めたTerms of Reference (ToR) がある。紛争解決のToRを基にブラジルの主張も課題2で扱うことが可能、とザンビアが主張した。

*2 米国はその後の方針を同年12月14日に採決。



解釈についてもう少しSGにて検討する必要があるように思われる。インドのレポートのリードを基に今後も引き続き議論に参加していきたい。

Day5&6：課題12 モバイルファイナンシャルサービス (MFS)

■表6. 課題12

課題名	レポート	主要検討内容	今回の成果
モバイルファイナンシャルサービス (MFS)	エジプト、NTTDコモ	①MFS手数料原則 勧告 ②消費者保護勧告	①勧告案を更新 ②検討中

課題12も、WTSA後のSG会合で個別の課題として新しく設定されたものの1つで、途上国でのファイナンシャルインクルージョン(金融包摂)促進が主目的である。Tセクターのデジタル金融サービス(Digital Financial Services)フォーカスグループでも類似する検討が行われていたが、通信業界の関係者にはファイナンシャルサービスの専門的知識が十分に無いこと等が、両グループのリエゾン文書にて指摘・懸念されていた。今回のレポート会合では、様々なMFSプレイヤーを包含するようなものではなく、通信事業者によるMFS促進及び銀行口座等を持たない層のファイナンシャルインクルージョンを目的とすることを再確認の上、勧告案を修正した。このことは勧告化に向けた大きな軌道修正と言える。通信サービスが単なる通信に加え付加価値サービスを提供し、また、モバイル端末が信用保証の役割

を果たすような国の市場の状況も鑑みて検討をする必要がある課題である。

前研究期に、①MFSのコスト・課金及び競争に関する勧告案が草稿されていたが、これに加え、②同サービス消費者保護に関する勧告も作成することが幾つかの国の寄書により提案されていたことから、今回のレポート会合ではその2種の文書作成を実施した。①については上記の軌道修正を実施したが、今後フォーカスグループの成果文書28件を考慮した勧告文言の改訂が予想される。また、②については同サービス消費者保護に関わる文書を作成する場合、内容によっては金融庁管轄となることから、ITUでこれを作成することに対し先進諸国がレポート会合で懸念を表明していた。草稿された消費者保護に関わる文書をどのような種類の文書とするかは今後の検討課題となった。本件の検討においては、アソシエートレポートであるドコモの大槻女史がレポートと共に参加者の意見を取りまとめた。

4. 今後の予定

■表7. 今後の予定

会合名	開催地	日程
地域会合RG-AFR	キガリ、ルワンダ	2018年2月5～8日
地域会合RG-LAC	ポートオブスペイン、トリニダードトバゴ	2018年3月6～10日
SG3	ジュネーブ	2018年4月9～18日

(2017年9月29日 ITU-T研究会及び11-12月 SG3レポート会合の結果より)